

## 第 2 1 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 20 年 7 月 9 日（水） 9:00 ～

場所 道庁別館 10 階北海道労働委員会会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 答申案・整理案の審議について

(2) 次回（第 2 2 回）委員会について

(3) その他

### 3 閉 会

#### 【配付資料】

資 料 1 道民提案の整理一覧表  
資 料 2 項目別資料一覧表

参考資料 1 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表  
参考資料 2 地方分権改革推進要綱（第 1 次）

## 第21回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

### 【委員】

氏名	職業
会長 井上久志	北海道大学大学院経済学研究科長
委員 佐藤克廣	北海学園大学法学部教授
委員 林美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター
委員 山本光子	(株)電通北海道プランニングディレクター

### 【事務局】

氏名	役職
出光英哉	北海道企画振興部地域主権局 局次長
志田文毅	同 参事
渡辺明彦	同 参事

テーマ別（「産業・雇用」「地域再生」）  
道民提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	委員会検討					第3回答申案
			第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	
産業・雇用	貿易・物流・人流 関連	69 自由貿易地域指定			○			
		75 空港の一括管理						
		221 千歳空港のハブ空港化						
	運輸関連	222 路線バスの合理的運行による経営改善	○					
		90 需給調整【タクシー】	○					
		80 自家用貨物自動車の車検延長	○					
		94 自動車等の潜在需要掘り起こし						
	観光関連	54 カジノの振興	○	○	○			
		215 (小樽市への) カジノの設置(誘致)						
		55 民宿・ファームインの活性化		○				
		216 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供						
		64 自家用車による旅客共同送迎 65 有料顧客送迎に係る権限移譲	○		○			
	地場産業等関連	33 自家用貨物自動車の車検延長【農業】	○					
		98 理容師・美容師の垣根撤廃	○					
	ハイエネルギ-関連	224 バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税		○				
地域再生	交通関連	161 課税の免除		○				
		165 自家用車の車検延長	○					
		234 一年車検の一部撤廃						
	福祉関連	198 福祉有償運送の規制緩和	○		○	◎	◎	福祉移送サービスに係る規制の緩和
		199 介護サービス事業所等の指定		○	○			
		242 介護サービス事業所等の指定基準						
		※ コミュニティハウス		○		◎	◎	コミュニティハウスの制度創設
	地方自治関連	123 政令市等の法定要件緩和		○	○	◎	☆	指定都市等の指定権限の移譲
		225 政令市、中核市の要件緩和						
		※ 広域中核市制度	○		○	◎	☆	広域中核市制度の創設
130 負担金制度の廃止								
227 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止		○		◎	☆	☆	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	
226 道道の管理の特例	○		◎	☆	☆	道道管理権限の町村への移譲		

※ 太字：第17回～第20回委員会での検討の結果、第3回答申に向け更に検討していくもの  
 ※ 「委員会検討」欄は、「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す

## 項目別資料一覧

## 答申案

資料2-1	維持管理費に係る 国直轄事業負担金制度の廃止 . . . . .	1
資料2-2	道道管理権限の町村への移譲 . . . . .	7
資料2-3	道州制における基礎自治体のあり方 . . . . .	11
資料2-3-1	指定都市等の指定権限の移譲	
資料2-3-2	広域中核市制度の創設	

## 整理案(答申案イメージ)

資料2-4	福祉移送サービスに係る規制の緩和 . . . . .	39
資料2-5	コミュニティハウスの制度創設 . . . . .	47

## 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

現  
状

- ・ 法令(道路法、河川法など)で定める大規模な建設事業等を国が行う場合は、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされ(地方財政法第17条の2第1項)、具体的な負担割合は、道路法、河川法などの個別法令により規定されている。
- ・ また、国直轄事業における維持管理費についても管理主体が国であるにもかかわらず、地方に負担が求められている。

課  
題

- ・ 国直轄事業は、国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政的負担を課すものとなっている。
- ・ 特に維持管理費についても道路法、河川法などの規定により地方負担を求められているが、これは本来管理主体である国が全額負担すべきものであり、国と地方の役割分担を明確化するべきである。  
(国が地方自治体に対して支出する補助・負担金には維持管理費が含まれておらず、この点でも均衡を欠いている。)

目指すすがた

### 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度を廃止し、全額国で負担

#### 国直轄事業負担金

- ・ 道路や河川など、道に対して維持管理費が求められている。
- ・ 北海道は229億円(H18年度実績)を負担。

特例措置

- ・ 国直轄事業に係る維持管理費は、本来、管理主体である国が全額負担すべきものであり、道の負担は不合理であるため早急に廃止し、国と地方の役割分担を明確化するべき。

将来的には国と道州において道路や河川などの管理主体と費用負担の関係全般において、道内各層の意見を踏まえつつ検討を深めるべき

# 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止＜新旧対照表＞

区分	現行	権限移譲後																																																														
イメージ図	<p>【国直轄事業の負担割合】(概要)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="2">負担割合</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道の維持又は修繕 (道路法 § 50②)</td> <td>7 / 10</td> <td>3 / 10</td> </tr> <tr> <td>河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)</td> <td>7 / 10</td> <td>3 / 10</td> </tr> <tr> <td>都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)</td> <td>5. 5 / 10</td> <td>4. 5 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>国直轄事業により整備した施設と地方が整備した施設の維持管理負担の比較(道路の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="2">維持管理費</th> </tr> <tr> <th>国負担</th> <th>地方負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方が整備した施設</td> <td>地方</td> <td>-</td> <td>10 / 10</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業により整備した施設</td> <td>国</td> <td>7 / 10</td> <td>3 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">本来、管理主体である国が負担すべきものを地方が負担している。</p>	事業	負担割合		国	北海道	国道の維持又は修繕 (道路法 § 50②)	7 / 10	3 / 10	河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	7 / 10	3 / 10	都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)	5. 5 / 10	4. 5 / 10	区分	管理者	維持管理費		国負担	地方負担	地方が整備した施設	地方	-	10 / 10	国直轄事業により整備した施設	国	7 / 10	3 / 10	<p>【国直轄事業の負担割合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th rowspan="2">国負担</th> <th rowspan="2">地方負担</th> <th rowspan="2">維持管理費</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道の維持又は修繕 (道路法 § 50①)</td> <td>7 / 10</td> <td>3 / 10</td> <td>10 / 10</td> <td rowspan="3">現行の維持管理水準を確保しつつ全額国庫負担とする</td> </tr> <tr> <td>河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)</td> <td>7 / 10</td> <td>3 / 10</td> <td>10 / 10</td> </tr> <tr> <td>都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)</td> <td>5. 5 / 10</td> <td>4. 5 / 10</td> <td>10 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>国直轄事業により整備した施設と地方が整備した施設の維持管理負担の比較(道路の場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th colspan="2">維持管理費</th> </tr> <tr> <th>国負担</th> <th>地方負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方が整備した施設</td> <td>地方</td> <td>-</td> <td>10 / 10</td> </tr> <tr> <td>国直轄事業により整備した施設</td> <td>国</td> <td>10 / 10</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">国と地方の役割分担の明確化</p>	事業	国負担	地方負担	維持管理費	備考	国	地方	国道の維持又は修繕 (道路法 § 50①)	7 / 10	3 / 10	10 / 10	現行の維持管理水準を確保しつつ全額国庫負担とする	河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	7 / 10	3 / 10	10 / 10	都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)	5. 5 / 10	4. 5 / 10	10 / 10	区分	管理者	維持管理費		国負担	地方負担	地方が整備した施設	地方	-	10 / 10	国直轄事業により整備した施設	国	10 / 10	-
事業	負担割合																																																															
	国	北海道																																																														
国道の維持又は修繕 (道路法 § 50②)	7 / 10	3 / 10																																																														
河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	7 / 10	3 / 10																																																														
都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)	5. 5 / 10	4. 5 / 10																																																														
区分	管理者	維持管理費																																																														
		国負担	地方負担																																																													
地方が整備した施設	地方	-	10 / 10																																																													
国直轄事業により整備した施設	国	7 / 10	3 / 10																																																													
事業	国負担	地方負担	維持管理費	備考																																																												
					国	地方																																																										
国道の維持又は修繕 (道路法 § 50①)	7 / 10	3 / 10	10 / 10	現行の維持管理水準を確保しつつ全額国庫負担とする																																																												
河川の維持、修繕 (河川法 § 60①)	7 / 10	3 / 10	10 / 10																																																													
都市公園の維持・管理 (都市公園法 § 12-3)	5. 5 / 10	4. 5 / 10	10 / 10																																																													
区分	管理者	維持管理費																																																														
		国負担	地方負担																																																													
地方が整備した施設	地方	-	10 / 10																																																													
国直轄事業により整備した施設	国	10 / 10	-																																																													
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方財政法 § 17②により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされており、具体的な負担割合は、道路法、河川法など個別法令により規定されている。</li> </ul>	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路法 (§ 50②)、河川法 (§ 60①)、都市公園法 (§ 12-3)の規定に、「特定広域団体については適用しない」旨の条文を追加する。</li> </ul>																																																														

維持管理費に係る国直轄事業負担金の内訳

区分	道路	河川	公園																											
事業内容	国道の維持、修繕	一級河川の維持、修繕 指定河川の維持、修繕	都市公園の維持その他の管理																											
根拠	道路法 § 50 ② 道路法施行令 § 31 Ⅲ	河川法 § 60 河川法施行令 § 42 ③、⑤	都市公園法 § 12-3 都市公園法施行令 § 28																											
負担割合	<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>国</td><td>道</td></tr> <tr><td>維持</td><td>7/10</td><td>3/10</td></tr> <tr><td>管理</td><td></td><td></td></tr> </table>	区分	国	道	維持	7/10	3/10	管理			<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>国</td><td>道</td></tr> <tr><td>維持</td><td>7/10</td><td>3/10</td></tr> <tr><td>管理</td><td></td><td></td></tr> </table>	区分	国	道	維持	7/10	3/10	管理			<table border="1"> <tr><td>区分</td><td>国</td><td>道</td></tr> <tr><td>維持</td><td>5.5/10</td><td>4.5/10</td></tr> <tr><td>管理</td><td></td><td></td></tr> </table>	区分	国	道	維持	5.5/10	4.5/10	管理		
区分	国	道																												
維持	7/10	3/10																												
管理																														
区分	国	道																												
維持	7/10	3/10																												
管理																														
区分	国	道																												
維持	5.5/10	4.5/10																												
管理																														
負担金(決算額)	<table border="1"> <tr><td>年度</td><td>道</td></tr> <tr><td>H16</td><td>191億円</td></tr> <tr><td>H17</td><td>169</td></tr> <tr><td>H18</td><td>180</td></tr> </table>	年度	道	H16	191億円	H17	169	H18	180	<table border="1"> <tr><td>年度</td><td>道</td></tr> <tr><td>H16</td><td>47億円</td></tr> <tr><td>H17</td><td>47</td></tr> <tr><td>H18</td><td>47</td></tr> </table>	年度	道	H16	47億円	H17	47	H18	47	<table border="1"> <tr><td>年度</td><td>道</td></tr> <tr><td>H16</td><td>0.9億円</td></tr> <tr><td>H17</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>H18</td><td>0.9</td></tr> </table>	年度	道	H16	0.9億円	H17	0.9	H18	0.9			
年度	道																													
H16	191億円																													
H17	169																													
H18	180																													
年度	道																													
H16	47億円																													
H17	47																													
H18	47																													
年度	道																													
H16	0.9億円																													
H17	0.9																													
H18	0.9																													

■地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）

（地方公共団体の負担金）

第十七条の二 国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

- 2 国が行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。
- 3 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二 林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- 二の二 地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事に要する経費
- 三 重要な都市計画事業に要する経費
- 四 公営住宅の建設に要する経費
- 五 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
- 六 土地改良及び開拓に要する経費

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四 林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- 五 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- 六 公営住宅の災害復旧に要する経費
- 七 学校の災害復旧に要する経費
- 八 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
- 九 土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

## 【道路】

### ○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

#### （国道の管理に関する費用）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

### ○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

#### （国道の管理に関する費用の負担）

第三十一条 道の区域内の国道の管理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業（同項第一号に掲げる事業を除く。以下「交通安全施設等整備事業」という。）のうち同項第二号ロに掲げる事業に要する費用を除く。）についての国の負担割合は、法第五十条第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

費用の区分	負担割合
(一) 新設又は改築に要する費用（(二)に掲げる費用を除く。）	十分の八
(二) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第四条第一項に規定する道路交通確保五箇年計画に基づいて実施される除雪（除雪機械の整備を含む。）、防雪又は凍雪害の防止（流雪溝の整備を含む。）に係る事業（以下「除雪事業等」という。）に要する費用	十分の八・五
(三) 維持、修繕その他の管理に要する費用（(二)に掲げる費用を除く。）	十分の七

## 【河川】

### ○河川法（昭和三十一年七月十日法律第百六十七号）

#### （一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつて

はその十分の四・五)を負担する。

○河川法施行令(昭和四十年二月十一日政令第十四号)

(河川の管理に要する費用の負担の特例)

第四十二条 道の区域内の特別指定区間外の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事のうち、大規模改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担し、その他の工事に要する費用については、同項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八を乗じて得た額を負担する。

2 道の区域内の特別指定区間内の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担する。

3 道の区域内の一級河川について国土交通大臣が行う維持及び修繕に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の七を乗じて得た額を負担する。

5 前条第1項の規定により国土交通大臣が行う指定河川の管理のうち、改良工事に要する費用については、法第62条の規定にかかわらず、国が、負担基本額に10分の8.5を乗じて得た額を負担し、維持及び修繕に要する費用については、法第59条の規定にかかわらず、国が、負担基本額に10分の7を乗じて得た額を負担する。

【都市公園】

○都市公園法(昭和三十一年四月二十日法律第七十九号)

(国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担)

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

第十二条の四 前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

○都市公園法施行令(昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号)

(国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担)

第二十八条 都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十條の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理(災害の復旧を除く。以下この条において同じ。)に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十條の規定により徴収される使用料(当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものを除く。)の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

## 道道管理権限の町村への移譲

**現 状**

- ・ 道路法第17条第2項では、指定市以外の市については、道と協議の上、同意を得ることにより道道の管理を行うことが出来るが、町村については、規定がないため不可
- ・ 同一地域内で管理者の違う道路があった場合、その管理者の管理状態によって道路状況が大きく違うことがある。
- ・ また、管理者が違うことにより除雪の苦情窓口が住民にわかりにくいなどの問題もある。

**課 題**

- ・ 北海道の場合、特に冬期間の除・排雪を迅速かつ的確に行い、交通を確保することが道路管理において重要であり、国道・道道・市町村道のそれぞれの連携による迅速な対応が求められているところ。
- ・ 北海道においては、平成19年度から奈井江町・浦臼町において道道の維持の部分的及び除雪の委託を行っているが、両町は更なる行政サービスの向上を目指し、管理権限の移譲を求めているところ。

### 目指すすがた

### 道道管理権限の町村への移譲

	国道	道道
指定都市	可(§17①) 道との協議不要	可(§17①) 道との協議不要
指定都市以外の市	可(§17②) 道との協議要 (道が管理することとされているものに限り)	可(§17②) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可

道路法第17条第2項の規定を町村にも適用し、道道の管理を行うことが出来るようにする

幹線道路である道道と生活道路である町村道を町村が一体的に管理することにより、地域が主体となった地域による管理という地域主権の趣旨を確実に実現することが可能となる。

# 道道管理権限の町村への移譲<新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後																								
イメージ図	<p style="text-align: center;">【道道管理の特例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">国道※</th> <th style="width: 25%;">道道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定市</td> <td>可 (法 § 17 ①) 道との協議不要</td> <td>可 (法 § 17 ①) 道との協議不要</td> </tr> <tr> <td>指定市以外の市</td> <td>可 (法 § 17 ②) 道との協議要</td> <td>可 (法 § 17 ②) 道との協議要</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>不可 歩道の施設等については道との協議の上で可</td> <td>不可 歩道の施設等については道との協議の上で可</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">⇕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     管理者の管理状態によって道路状況の大きく異なる可能性がある。特に、冬期間の除・排雪については効率性の確保の面などから統一的な管理が必要。                 </div> <p>※ 道路法 § 12 ただし書及び § 13 ①の規定により都道府県が行うこととされているもの (北海道には該当なし)</p>	区分	国道※	道道	指定市	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要	指定市以外の市	可 (法 § 17 ②) 道との協議要	可 (法 § 17 ②) 道との協議要	町村	不可 歩道の施設等については道との協議の上で可	不可 歩道の施設等については道との協議の上で可	<p style="text-align: center;">【道道管理の特例】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">国道※</th> <th style="width: 25%;">道道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定市</td> <td>可 (法 § 17 ①) 道との協議不要</td> <td>可 (法 § 17 ①) 道との協議不要</td> </tr> <tr> <td>指定市以外の市</td> <td>可 (法 § 17 ②) 道との協議要</td> <td>可 (法 § 17 ②) 道との協議要</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>可 道との協議要</td> <td>可 道との協議要</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">⇕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     基幹道路である道道と生活道路を町村が統一的に管理することができるようになり、行政の効率の執行やサービスの向上が図られる。                 </div> <p>※ 道路法 § 12 ただし書及び § 13 ①の規定により都道府県が行うこととされているもの (北海道には該当なし)</p>	区分	国道※	道道	指定市	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要	指定市以外の市	可 (法 § 17 ②) 道との協議要	可 (法 § 17 ②) 道との協議要	町村	可 道との協議要	可 道との協議要
区分	国道※	道道																								
指定市	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要																								
指定市以外の市	可 (法 § 17 ②) 道との協議要	可 (法 § 17 ②) 道との協議要																								
町村	不可 歩道の施設等については道との協議の上で可	不可 歩道の施設等については道との協議の上で可																								
区分	国道※	道道																								
指定市	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要	可 (法 § 17 ①) 道との協議不要																								
指定市以外の市	可 (法 § 17 ②) 道との協議要	可 (法 § 17 ②) 道との協議要																								
町村	可 道との協議要	可 道との協議要																								
法令制度	<p>○道路法 § 17 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定市以外の市は道と協議の上、同意を得ることにより道の管理を行うことができるが、町村については規定がない。(現実的に町村は対応が不可能)</li> </ul>	<p>【特区提案】</p> <p>○道路法 § 17 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹道路である道道と生活道路である町村道を町村においても一体的に管理することができるように、道路法 § 17 ②に「北海道においては指定市以外の市町村とする」旨の条文を追加する。</li> </ul>																								

## ■道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

### （管理の特例）

- 第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。
- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
  - 3 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。
  - 4 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
  - 5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

### （国道の新設又は改築）

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

### （国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 （略）

### （都道府県道の管理）

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

### （道路の附属物の新設又は改築）

第八十五条 国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

- 2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
- 3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。



# 道州制における基礎自治体のあり方

**現状**

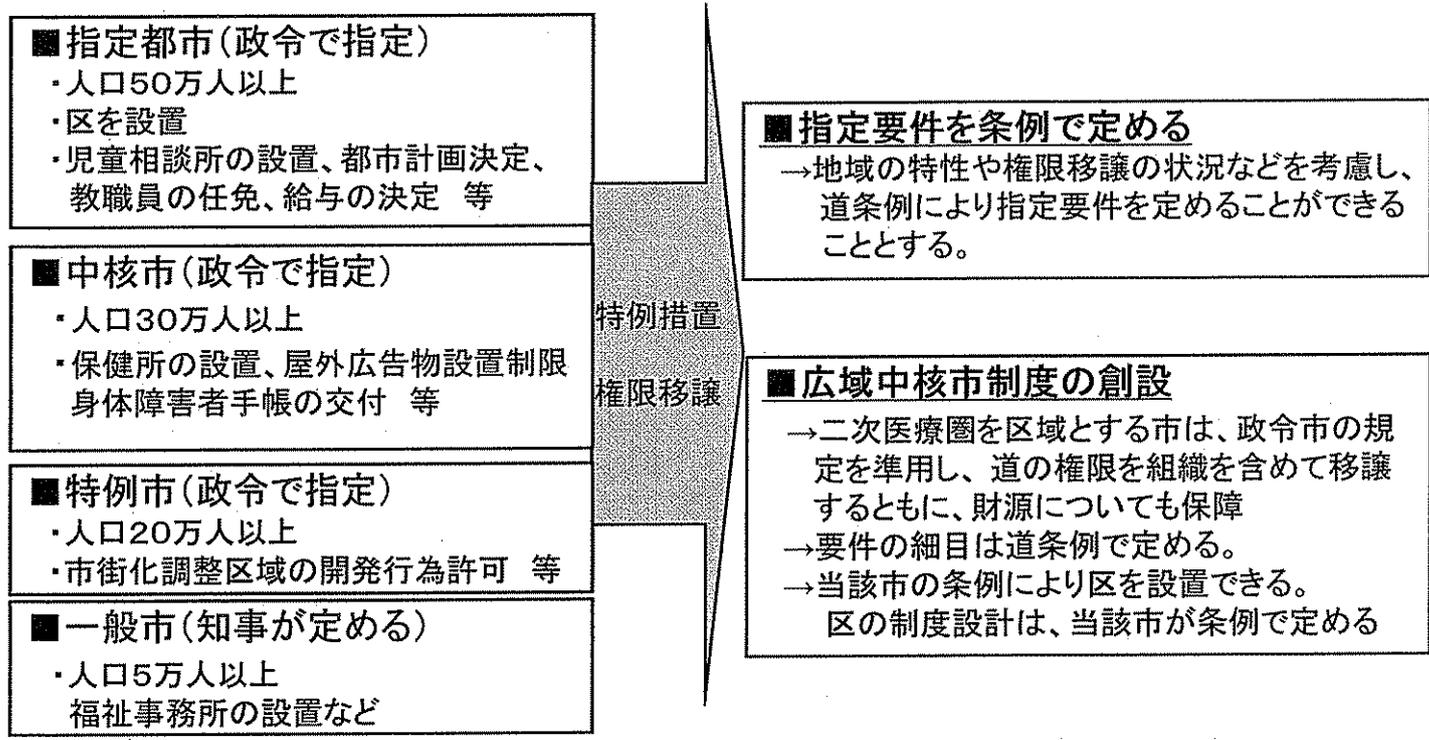
- 地方公共団体は、地方自治法の規定により、一般的な市町村の他にそれぞれの人口に応じて指定市、中核市、特例市があり、人口規模により区分され、それぞれに様々な権限を持っている。
- 指定都市：人口50万人、中核市：人口30万人、特例市：人口20万人、一般市：5万人

**課題**

- 広域分散型の北海道においては、一都府県に相当する面積を有しながら、人口要件により、町や村となっている地方公共団体が多数ある。
- 道から市町村への権限移譲を進めた結果、一般市に匹敵する町村が現れている。
- 平成20年5月に総務省から公表された「定住自立圏構想」によれば、中心市とその周辺町村との協力体制構築が述べられているが、このためには中心となる市の権限や財源の強化が不可欠。
- 人口要件で国が一律に決めるのではなく、人口減少・広域分散型の北海道にあった基礎自治体の姿を北海道が自ら構築できるよう制度設計の権限を移譲する必要がある。

## 目指すすがた

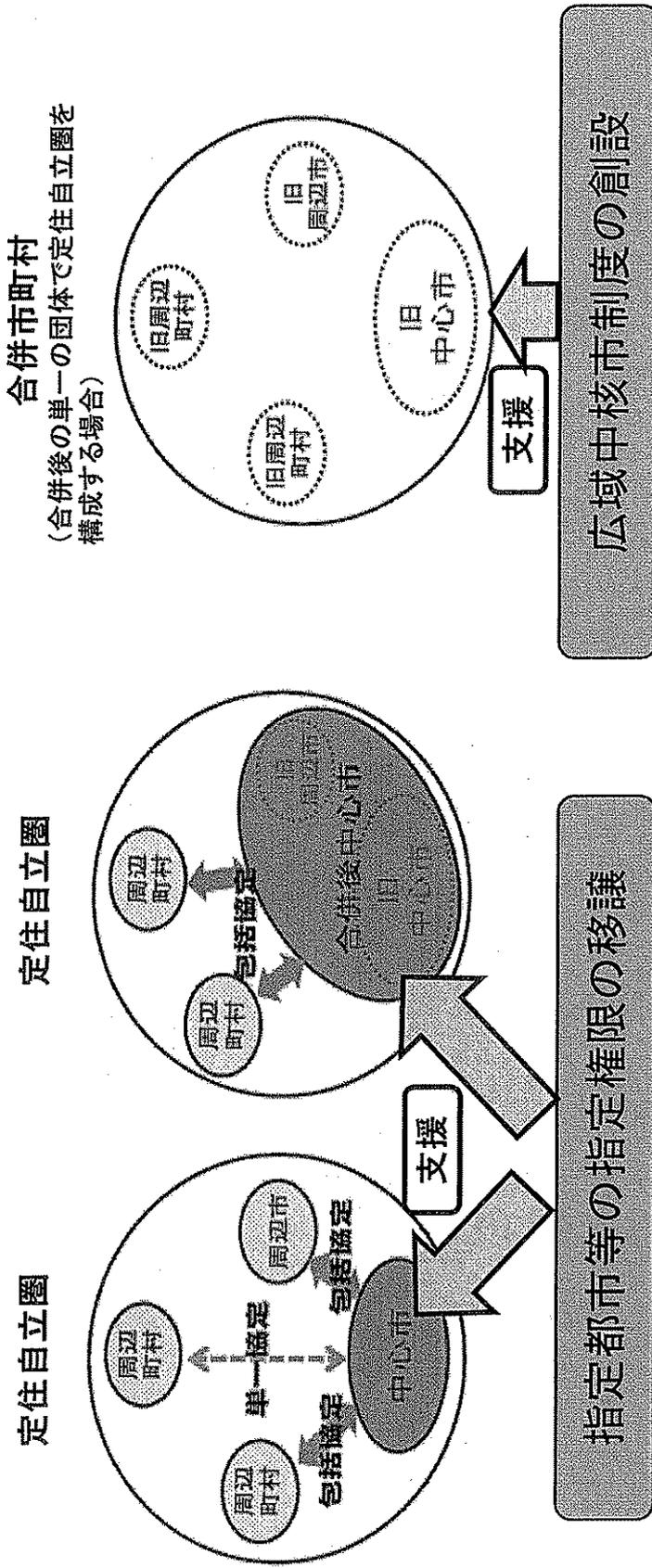
### 指定都市等の指定権限の移譲及び広域中核市制度の創設



道州制において最も重要である基礎自治体について、道州に指定権限を移譲し基礎自治体の選択肢を広げることにより、体力ある基礎自治体を作ることが可能となる。

# 整理案と定住自立圏構想との関係

定住自立圏構想：住民が必要とするサービスが提供可能な圏域を単位  
 基礎自治体の強化により実現→これを「指定都市等の指定範囲の拡大」と  
 「広域中核市の創設による大幅な権限の移譲に」により支援



定住自立圏構想は、住民サービスに着目した新しい地域のありかたであり、その  
 実現には、中心市となる市の強化が不可欠。

また、広域中核市はそうした定住自立圏を構成する市町村が合併した場合には、さ  
 らに強力な権限を付与する仕組み。

北海道がこうした各種都市の指定権限を持つことにより、将来の道州制の実現に  
 大きく寄与するものと考えられる。

## 指定都市等の指定権限の移譲

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第252条の19、第252条の22の規定により、指定都市は人口50万人以上の市、中核市は人口30万人以上の市と規定されている。</li> <li>※指定都市:札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市（17市）</li> <li>※中核市:函館市、旭川市など全国39市</li> <li>※特例市:八戸市、山形市など全国43市(道内にはない)</li> </ul>
--------	--

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道州制の導入に当たり、基礎自治体である市町村の権限の強化が必要不可欠であり、市町村に対して積極的に権限を移譲することが必要。</li> <li>・権限の受け皿として、指定都市、中核市等の制度は有効であるが、その要件を国が一律に決めるのではなく、広域分散型の北海道に合った要件を北海道が自ら構築できるよう、制度設計の権限を道に移譲することが必要。</li> </ul>
--------	---

### 目指すすがた

## 指定都市等の指定権限の移譲

- |  |
|--|
| <p>○指定都市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口50万人以上</li> <li>・人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の政令指定都市と同等の実態を有すると見られる市</li> </ul> |
| <p>○中核市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口30万人以上</li> </ul>  |
| <p>○特例市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口20万人以上</li> </ul>  |
| <p>○一般の市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口5万人以上</li> </ul>  |



- |   |
|---|
| <p>○ 指定都市等の指定権限を北海道に移譲</p>                                  |
|   |
| <p>○ 指定の要件は、地域の実情や道からの権限移譲の状況を踏まえ市町村と協議しながら制度設計し、道条例で設定</p> |

指定都市等の指定権限の移譲により、基礎自治体である市町村の権限を強化し、道州制導入を円滑に進める。

# 指定都市等の指定権限の移譲<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲後																								
イメージ図	<p>【指定都市等の指定の要件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td>人口 50 万人以上の市 (政令で指定)</td> </tr> <tr> <td>中核市</td> <td>人口 30 万人以上の市 (政令で指定)</td> </tr> <tr> <td>特例市</td> <td>人口 20 万人以上の市 (政令で指定)</td> </tr> <tr> <td>一般市</td> <td>人口 5 万人以上</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">要件は政令で定める</p> <p>— 道議会の議決を経て知事が定める。</p> <p>【財政制度】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td>地方道路譲与税の増額 宝くじの発売</td> </tr> <tr> <td>指定都市 中核市 特例市</td> <td>地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</td> </tr> </table>	指定都市	人口 50 万人以上の市 (政令で指定)	中核市	人口 30 万人以上の市 (政令で指定)	特例市	人口 20 万人以上の市 (政令で指定)	一般市	人口 5 万人以上	指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売	指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)	<p>【指定都市等の指定の要件】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件による</td> </tr> <tr> <td>中核市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件による</td> </tr> <tr> <td>特例市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件による</td> </tr> <tr> <td>一般市</td> <td>北海道内においては条例に掲げる要件</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">要件は道条例で定める</p> <p>指定都市等の指定権限の移譲を受け、人口減少や広域・分散といった本道の特性を踏まえ、指定の人口要件を一定程度緩和し、圏域の核となる基礎自治体を道内各地に育てる。</p> <p>【財政制度】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定都市</td> <td>地方道路譲与税の増額 宝くじの発売</td> </tr> <tr> <td>指定都市 中核市 特例市</td> <td>地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)</td> </tr> </table>	指定都市	北海道内においては条例に掲げる要件による	中核市	北海道内においては条例に掲げる要件による	特例市	北海道内においては条例に掲げる要件による	一般市	北海道内においては条例に掲げる要件	指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売	指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)
指定都市	人口 50 万人以上の市 (政令で指定)																									
中核市	人口 30 万人以上の市 (政令で指定)																									
特例市	人口 20 万人以上の市 (政令で指定)																									
一般市	人口 5 万人以上																									
指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売																									
指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)																									
指定都市	北海道内においては条例に掲げる要件による																									
中核市	北海道内においては条例に掲げる要件による																									
特例市	北海道内においては条例に掲げる要件による																									
一般市	北海道内においては条例に掲げる要件																									
指定都市	地方道路譲与税の増額 宝くじの発売																									
指定都市 中核市 特例市	地方交付税の算定上所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)																									
法令制度	<p>○ 指定都市 地方自治法 § 252-19</p> <p>○ 中核市 同 § 252-22</p> <p>○ 特例市 同 § 252-26-3</p> <p>○ 一般市 同 § 8</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 地方自治法を改正し、指定都市等の指定権限を道に移譲し、その細則は道の条例で規定する。</p> <p>※ 指定手続のイメージ</p> <p>道内の市から指定を求める申出(市議会の議決が必要)を道が受け、道議会の議決を経て道が指定を行う。</p> <p>○ 法 § 252-19、§ 252-22 及び § 252-26-3 に、「北海道内の市においては、北海道内において指定する市」という条文をそれぞれ追加するとともに、§ 8 に「北海道内においては条例に掲げる要件」という条文を追加する。</p>																								

## 指定都市・中核市・特例市の概要

区 分	指定都市 (17市)	中核市 (39市)	特例市 (43市)
要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口30万人以上で政令で指定する市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口20万人以上で政令で指定する市</li> </ul>
事務配分の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙のとおり</li> </ul>		
関 与 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>
行政組織 上の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の設置</li> <li>・ 区選挙管理委員会の設置</li> <li>・ 区地域協議会の設置 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	
財 政 上 の 特 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方道路譲与税の増額</li> <li>・ 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）</li> <li>・ 宝くじの発売 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）</li> </ul>	
決 定 の 手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令で指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市からの申出に基づき、政令で指定</li> <li>・ 市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要</li> <li>・ 都道府県が同意する場合には議会の議決が必要</li> </ul>	
道 内 の 指 定 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌市 (S47. 4. 1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旭川市 (H12. 4. 1)</li> <li>・ 函館市 (H17. 10. 1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>

# 基礎自治体の担う主な事務

都道府県		市町村
	<p><b>指定都市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> <li>市街地開発事業に関する都市計画決定</li> <li>市内の指定区間外の国道や県道の管理</li> <li>果費負担教職員の任免、給与の決定</li> <li>特別養護老人ホームの設置認可・監督</li> <li>身体障害者手帳の交付</li> <li>保健所設置市が行う事務</li> <li>保健所設置市が行う事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>〔地域住民の健康保持・増進のための事業〕</li> <li>飲食店営業等の許可、温泉の利用許可</li> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設設置の許可</li> </ul> </li> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>市街地開発事業の区域内における建築の許可</li> <li>騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定</li> </ul> <p><b>中核市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> <li>小中学校に係る学級編成、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立学校の設置許可</li> <li>高等学校の設置・管理</li> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き)</li> </ul> <p><b>特例市</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>特別養護老人ホームの設置・運営</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> <li>都市計画決定</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>小中学校の設置・管理</li> <li>一般廃棄物の収集や処理</li> <li>消防・救急活動</li> <li>住民票や戸籍の事務</li> </ul> <p>等</p>

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

- 2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

（区の設置）

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めな

ければならない。

- 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 区に選挙管理委員会を置く。
- 5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
- 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
- 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
- 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
- 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(中核市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これ

を行うものとする。

- 2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。
- 3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(特例市の権能)

第二百五十二条の二十六の三 政令で指定する人口二十万以上の市(以下「特例市」という。)は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(特例市の指定に係る手続)

第二百五十二条の二十六の四 第二百五十二条の二十四の規定は、前条第一項の規定による特例市の指定に係る政令の立案について準用する。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

- 一 人口五万以上を有すること。
  - 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。
  - 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。
  - 四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。
- 2 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。
- 3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第六項から第八項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第六項から第八項までの例により、これを行うものとする。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あ

らかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- 4 前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。
- 5 第一項及び第三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 6 第一項及び前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 8 第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。